

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条文化振興課長専決事項の項に次の1号を加える。

(2) あきた芸術劇場の管理に関する事。

第11条文化会館事務長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第11条文化振興課長専決事項の項に1号を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。